石川県情報公開審査会の答申概要(答申第187号)

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書 (諮問案件第238号) 平成25年度の石川県職員採用候補者試験 (職務経験者試験) の第1次試験合格者の平均点及び第2次 試験合格者の平均点を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容 不存在決定
- 3 担当課(所) 人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯

ア H26. 3. 5 公開請求

イ H26. 3.13 不存在決定

ウ H26. 6. 2 異議申立て

エ H26. 6. 5 諮問

才 H28. 6.29 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果 不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条	1 先例の答申について
1 110 42 10	7 - F - F - F - F - F - F - F - F - F -
第2項	異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石
(不存在)	川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)第1次試験合格者の平均点を記載
	した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行った
	ことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。
	これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、
	平成25年9月25日付け答申第130号(以下「先例答申1」という。)において、
	次のとおり判断した。
	実施機関は、第1次試験の合格者の判定について、教養試験と論文試験の得点の合
	計点の順位及び採用者数を勘案して行っており、特段、平均点を算出する必要がない
	ので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする
	実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。
	また、異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度ま
	での石川県職員採用候補者試験 (職務経験者試験:行政)第2次試験合格者の平均点
	を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を
	行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。
	これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、
	平成25年9月25日付け答申第132号(以下「先例答申2」という。)において、
	次のとおり判断した。
	実施機関は、第2次試験について、口述試験の得点(ただし、平成21年度及び平
	成22年度については、第1次試験の得点と口述試験の得点の合計点)に基づき、そ
	の順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定しているので、これが分かれば足
	り、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がないので行っ
	ていないと述ている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の

主張は、不自然、不合理とはいえない。

2 不存在決定の当否について

当審査会において、先例答申1及び先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分の内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1及び先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1及び先例答申2と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について不存在決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)

答申第187号

答 申 書

平成28年6月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、 不存在により非公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成26年3月5日に、平成25年度の石川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)の第1次試験合格者及び第2次試験合格者の平均点について公開請求(以下「本件公開請求)という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成26年3月13日に、公文書不存在決定(以下「本件処分」 という。)を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

(保有していない理由)

請求に係る公文書については、作成していない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年6月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、異議申立人は、異議申立書において、処分があったことを知った年月日について、平成26年 4月17日としている。

4 諮問

実施機関は、平成26年6月5日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 合格平均点について、作成していないとされているが、得点一覧が存在する以上、平均点を算出することは可能であり、これを行わないことは行政の不作為である。
- (2) 実施機関の理由説明における不存在理由が認められるのであれば、たとえデータを持っていたとしても、文書を作成しなければ情報公開しなくてもよいことになり、行政の不作為を助長するおそれがある。

よって、これは、条例第1条に規定された情報公開制度の目的に反するものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る職員採用候補者試験については、第1次試験と第2次試験により合否を決定しているが、このうち第1次試験では教養試験及び論文試験を行い、その得点の合計点を基に、その順位及び採用者数を勘案した上で、第1次合格者を判定し、第2次試験においては、第1次試験の得点と第2

次試験の得点(口述試験の得点)の合計点を基に、順位及び採用者数を勘案した上で、第2次合格者を 判定している。

このため、第1次合格者を判定するためには、第1次試験の得点及びその順位が分かればよく、また、第2次合格者を判定するためには、第1次試験の得点及び第2次試験の得点(口述試験の得点)の合計点及びその順位が分かればよいので、合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がなく、作成していない。

異議申立人は、「平均点を算出することは可能である」と主張しているが、情報公開条例は実施機関が保有している公文書の公開を求める権利について定めているもので、この主張は理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成25年度の石川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)の第1次試験合格者及び第2次 試験合格者の平均点を記載した文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 先例の答申について

異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)第1次試験合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第130号(以下「先例答申1」という。)において、次のとおり判断した。

実施機関は、第1次試験の合格者の判定について、教養試験と論文試験の得点の合計点の順位及び採用者数を勘案して行っており、特段、平均点を算出する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。また、異議申立人は、平成23年11月29日に、平成7年度から平成22年度までの石川県職員採用候補者試験(職務経験者試験:行政)第2次試験合格者の平均点を記載した文書の公開請求を行い、実施機関が平成24年1月27日に不存在決定を行ったことに対して、同年2月29日に異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から平成24年3月14日に諮問を受けた当審査会では、平成25年9月25日付け答申第132号(以下「先例答申2」という。)において、次のとおり判断した。

実施機関は、第2次試験について、口述試験の得点(ただし、平成21年度及び平成22年度については、第1次試験の得点と口述試験の得点の合計点)に基づき、その順位及び採用者数を勘案した上で、合格者を判定しているので、これが分かれば足り、特段、第2次試験合格者の平均点を記載した文書を作成する必要がないので行っていないと述べている。よって、平均点に係る文書を作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とはいえない。

(2) 不存在決定の当否について

当審査会において、先例答申1及び先例答申2の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次

の事実が認められる。

- ① 公開請求の内容は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分の内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申1及び先例答申2における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申1及び先例答申2と同一の判断に至った。

以上のようなことから、本件公開請求に係る公文書について不存在決定したことは特段不自然、不合理 ではなく、本件処分は妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年6月5日	○諮問を受けた。(諮問案件第238号)
平成26年6月30日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成26年8月5日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 28 年 1 月 28 日 (第 270 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 2 月 24 日 (第 271 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 28 年 3 月 30 日 (第 272 回審査会)	○事案の審議を行った。